



筑紫女学園大学リポジト

博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻（三）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-03-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 八嶋, 義之, YASHIMA, Yoshiyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1120

博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻（三）

八
嶋
義
之

博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻(三)

八嶋 義之

はじめに

本資料は福岡藩における浄土真宗西派の触頭を務めた博多萬行寺に伝来した資料である。今回は「寺要録 第三」の翻刻を掲載する。

「寺要録」は香典などの反古紙を使用して、縦帳形式で調製された草稿である。全九〇丁。法量は二四・七×一八・〇。作成年代は嘉永六年(一八五三)三月、作成者は萬行寺第十八世住職の龍城である。作成者および、「寺要録」の概要については、拙稿「博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻」^②で詳述しているので、そちらをご参照いただきたい。

一、「寺要録 第三」の記載内容

「寺要録 第一」には福岡藩における萬行寺の御礼式と寺地に関する事項、「寺要録 第二」には、宗門改に関する諸事が記されている。先の二冊の内容がまとまりをみせるなか、「寺要録 第三」に記載される内容は、萬行寺に関わる事項であることは間違いないが、様々な事項が記される。大きくは、①博多に関する事、②寺内の建物や学寮、墓所に関する事、③建造物以外の事、④萬行寺と他寺の関係、⑤

他寺に関する事、⑥その他、に分類する事が出来る。ここではその一つ一つを見ていくことはしないが、⑤他寺に関する事のうち、妙行寺・順正寺所蔵の古文書について、次章で見たいと思う。

二、妙行寺および順正寺所蔵の文書について

「寺要録 第三」には、妙行寺・順正寺が所蔵する古文書が写し込まれている。妙行寺は、博多川口町(現在は福岡市南区野間へ移転)にあつた浄土真宗東派の触頭寺院である。一方、順正寺は、浄土真宗西派に属し、本願寺直末であるが、はじめ妙行寺の開基教善によって妙行寺の隣地に建立されている。教善は弟の了与へ妙行寺を譲り、自らは順正寺へと転住している。その後順正寺は、寛文年中に祇園町の萬行寺の隣へと移転することになる。^③また、妙行寺との関係から、はじめは東派に属したが移転と前後して西派へ転派したと考えられる。この様に、妙行寺・順正寺は、後東西に所属は分かれてしまいが、順正寺の成立期には非常に密接な関係にあり、「寺要録」に「順正寺ハ妙行寺之隠居地」と記されるのもうなずける。^④

以降、両寺の文書を少しみていくこととする。

妙行寺には、戦国期から近世初期にかけての古文書全十一通が二巻に成巻され残されており、「寺要録」にはそのうち五通が写されている。

まず、天正二十年（一五九二）六月十六日付の中間頼廉から妙行寺・萬行寺宛ての書状である。⁶ 御門跡様（顕如）から豊臣秀吉へ進物の使者を送るため、使者が下着するまで差し下して置いた進物を保管するように指示したものである。次に、慶長六年（一六〇一）九月十五日付の黒田如水書状三通である。二通は本願寺の坊官下間氏に宛てられたもので、一通は「当名無之」とあるが、龍城は、西本願寺重役へ宛てたものと推測している。内容は、三通共に准如から贈られた小袖に対する御礼状である。⁷ 最後に慶長七年三月二十日付の中間氏から妙行寺に対する安堵状となる。慶長七年、教如が徳川家康の保護を受け、京都に寺地を受けたことで、本願寺は東西に分裂した。この時妙行寺は京都へ上洛しており、教如の下で東派に属することとなった。文書では、妙行寺に対してこれまでと同様に直参の扱いを確約している。

福岡藩では、この浄土真宗の東西への分派に際して、一旦はほとんどが東派に属したが、萬行寺に残されている博多年行司の徳永宗也に対する黒田長政の書状によって、真宗寺院の西派への帰属が命じられたことがわかる。その後、依然東派に留まる寺院もあったが、黒田長政の政策によりほとんどが西派へ帰属した。⁸

次に順正寺文書を見ていく。文書は全部で三点である。これらの文書は、『筑前国統風土記』などの地誌類では存在を確認されていないものである。「寺要録」が編纂される嘉永六年段階に龍城によって書写されていることから、『筑前国統風土記』や『同拾遺』『同附録』編纂の際には順正寺に残存していたと思われるが、その記載がないことから、提出されたであろう順正寺の由緒書には何らかの理由によって

記されなかったものと考えられる。もしくは、由緒書には記されていたが、地誌類で取り上げられなかった可能性もあるが、他の真宗関係史料は掲載されており、その可能性は低いと考えられる。

いずれにしても、順正寺が所蔵する古文書は初出となる。三点の文書は全て年紀を欠いている。

まず、十月朔日付の中間頼廉から妙行寺・萬行寺宛ての書状である。文中に「大閣様重て西国へ御動座」とある。これは「重て」とあることから、朝鮮出兵に際して、豊臣秀吉が天正二十年三月に肥前名護屋へ向かうことを指すものであろう。秀吉が「唐入り」を企図し、関白職を秀次へ譲るのが天正十九年十二月であるので、この文書の年紀は天正十九年と考えられる。

次に朱夏（六月）十六日付の顕如から休菴宛ての書状である。この書状は、作成が「光佐」（顕如）であるため、少なくとも顕如が死去する天正二十年十一月以前のものとなる。内容は殿下（豊臣秀吉）へ「大刀一腰、馬壹疋」を進上する旨が記され、委細は下間刑部卿法印から伝えるとある。ここで思い出されるのが、先に挙げた妙行寺文書の六月十六日付の書状である。書状では刑部卿法印頼廉から、正式な使者が到着するまで、顕如から秀吉への進上物を保管するように指示がなされている。つまり、この両書状は一連のものと考えられ、妙行寺の書状は、順正寺の書状の内容を補完するものと言える。なお、「休菴」については人物の特定は出来ないが、妙行寺の書状が妙行寺・萬行寺へ宛てられていること、萬行寺の由緒では「休菴」という人物を確認できないことから、妙行寺内の人物と推定される。

また、妙行寺の書状が天正二十年と比定されるため、順正寺の書状も同様に天正二十年と比定することができる。

先に述べたように妙行寺と順正寺は開基を同じくする寺院である。そのため開基教善の移動に伴って、妙行寺に伝来した文書の一部が分かれて、順正寺へと伝えられた可能性は指摘できるだろう。

最後に、三月二十九日付、下間宰相法印（宗清）から萬行寺の坊守、門徒中に宛てられた書状である。内容は上洛している萬行寺に対して「絵伝」の拝領が許可されたという内容である。

萬行寺の絵伝については、「青柳勝次殿へ出す寺記草稿⁹」において、宝物として「四幅御絵伝」と挙げられており、拝領の経緯についても記されている。第五世正海の代に拝領とあり、その理由は石山合戦において功績があつたこと、真宗の東西分立の際に、筑前国の西派への統一のために尽力したことであつた。以下の書状により、萬行寺へ来迎柱・絵伝・間之内の御勤（内陣への列座）が許された事がわかる。文書の年紀は、下間宗清が慶長十二年（一六〇七）に西派へ帰参していることから、慶長十二年にあてられる。ただし、正海は慶長十年に示寂していることから、この免許は正海の死後にその功績を称えるものであつたことが分かる。

一今度万行寺事罷上 筑州様以御意直参被 召置、御所様一段之御気色候之間、各難有可被存候、随て来迎柱・絵伝書・間之内之御勤、三ヶ条被成御免候、何も加様之儀無比類事候、各可為満足計察存候、於此上は旁以法義 御嗜肝要候、此由可申下之由御意候、恐々謹言

七月廿三日

下間宰相

はかた

万行寺

門徒中

おわりに

以上、妙行寺・順正寺所蔵文書を見てきた。萬行寺十八世の龍城がこれらの文書を何故「寺要録」に写しこんだのか。それは萬行寺に残存する史料以外で、萬行寺の活動実態をうかがうことができるものだからである。

第十七世曇龍は芸州出身である。先代住職の死後に乞われる形で入寺したため、萬行寺の由緒を知らないまま住職となる。曇龍は、藩からの命もあり、寺内の色々な記録を整理して、藩へ提出する「公式な」寺の由緒記を作成した。だが、曇龍の後を継いだ龍城は、父曇龍同様に芸州出身で、曇龍と同様に寺に関する知識は乏しかったと考えられる。ただ、龍城の代には曇龍が作成した「由緒書」が残されていた。そのため、必然的に萬行寺外の史料や檀家・町人からの聞き取り等を求めることになったものと思われる。

また、龍城は、天保十五年（一八四四）に本山の命によって、「御尋二付申上由緒書」を作成する¹⁰。これは、第五世正海の本山に対する貢献を、諸文献に依拠しつつ正確に記すことが目的であった。この編纂の過程で、寺外の史料として妙行寺・順正寺の文書に行き当たった可能性は指摘できるだろう。

今回で「寺要録」全三冊を全て翻刻・紹介し終えることができた。諸賢より指摘を受けたり、自身で気付くことができた誤りについては、正誤表の形でお示ししたが、至らなさの故に、なお誤りがあるものと思われる。御吒正を乞うばかりである。

最後に、「寺要録」草稿段階のものであり、作成者の龍城自身も確認や検討の必要性を随所で指摘している。そのため取り扱いには慎重

を期する必要がある。萬行寺という一真宗寺院に関わる事項をまとめた記録ではあるが、一方で博多の宗門改における改め場として中心的な役割りを具体的に示したり、祭礼などでの町との密接な関係性をうかがうことができる好個の史料といえる。今後、この「寺要録」が近世博多研究の一助となれば幸いである。

【註】

- (1) 「寺要録 第三」(萬行寺資料三八一八、萬行寺蔵)
- (2) 拙稿「博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻」(『人間文化研究所年報』第三十号、筑紫女学園大学人間文化研究所、二〇一九年)。尚、萬行寺の由緒については、『新修福岡市史 資料編近世3 町と寺社』(福岡市、二〇一八年)所収の「青柳勝次殿へ出ス寺記草稿」「御尋二付由緒書」を参照のこと。
- (3) 広渡正利・福岡古文書を読む会校訂『筑前國續風土記拾遺(上)』(文獻出版、一九九三)二四六頁。
- (4) 史料本文中には、妙行寺が安永二年に藩へ提出した由緒書に「天正之頃在住隣地へ一寺建立仕」と、創建の大まかな年代が示される。
- (5) 森山みどり「博多における真宗寺院の初伝―妙行寺文書をめぐって―」(『福岡県地域史研究』九号、一九九〇)。
- (6) 「寺要録」へ写された妙行寺文書には全て年紀が記されないが、ここでは前掲(5)および、『新修福岡市史 中世資料編1 市内所在文書』(福岡市、二〇一〇)における年次比定に拠った。
- (7) 史料本文中に「甲斐守」とあることから、黒田長政が甲斐守を叙任する慶長八年以降の文書であることが分かる。

- (8) 鷲山智英「筑前真宗教団の展開過程―本願寺東西分立後の帰参・派を中心にして―」(中川正法・緒方知美・遠藤一編『九州真宗の源流と水脈』(法蔵館、二〇一四)所収)

- (9) 『新修福岡市史 資料編近世3 町と寺社』(福岡市、二〇一八)所収。『筑前國続風土記拾遺』編纂の際に、藩へ提出された書類の控。開基から、第十七世曇龍までの各代の由緒および法宝物などを記す。

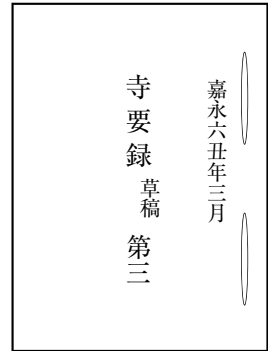
- (10) 前掲(9)所収。

末筆となりましたが、資料の調査・研究にあたって、萬行寺の住職・副住職のご理解・ご協力を得たことに感謝の意を表します。

【凡例】

- 一、原則として常用漢字を用いたが、人名・地名については原史料で正字の使用が明らかな場合、正字を用いた。
- 一、適宜、読点「、」、並列点「・」、校訂者の注() を付した。
- 一、繰り返し記号は、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」、二字以上については「くく」を用いた。
- 一、虫損や破損による欠損は字数が判別できるものは□、できないものは□□で示した。
- 一、塗抹や重書などにより判読ができない文字は■で示した。なお史料の性格上、塗抹が多く存在するため、適宜見せ消し「ミ」を付したり、多量な場合は「」で括り、(以下塗抹)などの傍注を付した。

【翻刻】「寺要録 第三」



祇園町にうつれる此年月不明所以尔今是を的指せず、但シ諸記ニ依れハ多く伝ふ、寛永の頃と

善應庵之事 天保四年巳十一月廿日下
二有之

一来光寺ハ御本山帳ニ

仏照寺下と有之、近年弥当寺へ佛照寺ヲ離末、当寺末寺ニ弘証文
佛照寺ノ来事、先住代

二日市正行寺ハ当寺末寺ノコト御本山御留帳ニ在之、誓判上京之節
御本山ノ万行寺下正行寺と申来候事

但し、百年計リ已前東派ニ罷成候事

清書之節ハいろは分ケニ可致事
見易キ様ニ候事

寺要録第三

万行寺十八世龍城作

嘉永六年癸丑三月廿三日病中起筆

一当山馬場町ノ只今祇園町江移住年月考

此儀古来年号急度不相分、石城誌曰、寛文之頃今之祇園町ニ移せり

「文、十七世曇龍被認候由緒記第十世正讚伝之下ニ曰、馬場町より

龍城按ルニ、寛文十一年之頃当祇園町江移住之願相濟、其節直ニ馬

場町之無縁之塔を当町江移し候儀と相見候、然ニ在家とハ違ヒ直様

祇園町江移住可致之上庫裏可相立カも無之ニ付寛政十二年迄馬場町

江居住致し、寛文十三年ニ至リ只今之祇園町江移住歟、其証拠如左

当寺只今之境内墓所ニ千人塚と申墓壺ツ有之、則本堂左道方行当リ

土手・藪之前ニ少し前ニ在之候、右墓ハ馬場町ニて之無縁之塔を当

町江引移候旨古来方申伝候、其銘ニ

表二

南——仏

裏二

寛文十一年十一月十五日

积淨閑妙円と有之候

右之次第二候へハ、同年頃已ニ今之只今之寺地已ニ万行寺寺地ニ被

仰付候と相見候事

△寛政文十二年未タ万行寺前町江住居いたし候証文如左

由緒記曰十世正賛伝下曰 真嶺
作

馬場町万行寺境内狭少故屋敷買取申証文

一永代売渡申馬場屋敷之事

合畠三屋敷

右之代銀三百貳拾目相究永代売渡申処実正也、云云

寛文十式年子正月廿三日 中右堂町
新助判

万行寺様

又

永代売渡申馬場屋敷事

合畠三間半二入式拾六間半

右之代銀百目相究、永代二売渡申所実正也、云云

寛文十式年壬子五月六日
万行寺前町 伊右衛門

万行寺

御納所

又

永代売渡申馬場屋敷事

合老屋敷半、但シなかととなり

右之代銀百五十目二相究、永代売渡申所実正也、云云

寛文十二年壬子五月十日
中嶋町 有田久兵衛判

万行寺様

右三屋敷馬場町万行寺境内へ買添之証文、当寺宝蔵ニ現在せり」

文

△然ニ寛文十三年之頃当町江引移候考儀ハ、左之一枚之書付ニて相聞

へ候事

但、此移住之年の考、先々住十六世正業此書付之末ニ附紙いたし

被考置候、正業之時此書付被見出候と相聞へ候、左之通

畠地代銀之覚

一 畠式屋敷半

森藤庄右衛門

地代八匁九分壹厘

一同壹ツ

(店) 点屋町
吉三郎

地代三匁六分

一同壹ツ

白水惣右衛門

地代式匁五分

一同式ツ

渋谷九左衛門

地代六匁壹分五厘

一同三ツ

喜右衛門

地代拾匁五分五厘

一同式ツ

吉田喜右衛門

地代七匁六分六厘

「字少シ不分り
本ノマ、

一同壹ツ

権右衛門

地代四匁式分式り五毛

嘉永六丑年二日、此式分式厘五毛ノ処ニ本書点かけ在之

一同壹ツ

福田金右衛門

地代三匁七分五分

一同三ツ

谷宗利

地代 匁九分

一同壹ツ

「(領主) 龍城曰、谷宗利ハ□□之中ニ□□之此下ニ在之」

一同壹ツ

具嶋彦三郎

地代四匁三分

一同壹ツ

伊右衛門

地代三匁七分五厘

一同壹ツ

清作

地代三匁六分五厘

一同壹ツ

皿や 七右衛門

地代三匁三分五厘

一同六ツ

末次与兵衛

地代式拾式匁五分

一同巷ツ 吳服町 久右衛門

地代式匁壹分

一同巷ツ 中間町 久左衛門

地代壹匁八分五厘

一同巷ツ 川瀨仁左衛門

地代壹匁五分七厘三分七厘

一同巷ツ 満田介右衛門

地代壹匁八分

一同巷ツ ぐすりや 甚兵衛

地代三匁七分

一同巷ツ 松屋 庄右衛門

地代式匁九分五厘

一同巷ツ 中石堂 かみごや 新助

地代七匁四分

一島巷ツ 屋敷ノ外 満田介右衛門

地代三匁壹分

延宝元年十一月廿九日

右合銀百式拾七匁七分七厘

外二

壹屋敷 地子式匁九分五厘

✕

右延宝元年ハ寛文十三年九月廿一日改元ニ候処ニテ、十四世正清之由緒記ニモ、今の祇園町之寺地に畠地買求メ寺地と相成候旨相見候へ共被記置候へハ、此此一枚之畠地代之書付全ク其節之右

寛文十三年当町江引移候節ニ買求候儀と相聞へ候事○又十二世正

因之記録代寛保式年戊七月、寺社役所へ被願出候願書ニ、拙寺本

堂庫裏寛文年中ニ建立任七十年余ニ罷成申候等と候得は、右寛文

十三年又ハ十四年当り之引地ニ相違無之候○又博多於人の覺に、

惣て津中之寺院自他宗共町内ニ有之を、寛文之頃町之端ニ御領法

方御達ニテ引移しと相成候由為軍用御上方御引移ニ被仰付候由申

伝候○又寛永之頃十世正賛被引移候と申儀不約りニ候、其故ハ正

賛師ハ慶安二巳年住職、元禄三庚午三月廿三日死去ゆへニテ、

行年七十八才と由緒記有之候得は、左之時ハ右七拾八才を返

り員へ候得は、正賛出生ハ元和七辛酉年ニモ二相当り、右此元和

七右同十年相続き目ニテ二月三十日ニ寛永改元ニ相成候ニ付、其

節ハ正讚僅ニ歳四歳ニ相当り候間、五嶋方当寺江転住已前ニ候得

は甚不約りニ候事○或人ノ曰、矢張り一閑妙閑之老之事過去帳

不_レ分寛政十一年ニ可有之候、其故ハ只今ニテも随分有之事ニテ、

十一年ニ馬場を去り候共、買売買入候地面之証文を翌年ニ認候へ

ハ、前年ノ事ながら其年之年号を認事有之也、按ニ不

尔馬場屋敷と証文ニ有之故ニ子孫可考、又巻紙三人ながら年号を

同し、可知 ○万行寺前町之称号之当町転住已前ニ有之事

由緒記十七世 曇龍代 十世正賛伝ノ下曰

此正賛か時に当りて、一寺の繁榮勢を競ふに門なく、門前市をなし

て遠來綿々たり、馬場町維摩の丈室に似す、迫近何そ大衆を容るゝ

に堪ん、よつて書を官に上り、更に寺をその祇園町に移さん事を願

ふ、官吏を遣しめ遣ハして檢せしめ、地八百三十八坪を玉ふ、至今

馬場町を謂て万行寺前町といふは此いハれなり」文○今十八世主ノ

曰、万行寺前町と申事、当町江移住之後二相立候町名と存し候へ共被存、右体被書上候儀と相見候得共、根元万行寺未々当今之地江不引移已前、已二万行寺前町と申候趣二相見候、其故ハ寛文十式年五月六日馬場町にて買渡之証文二万行寺前町伊右衛門と有之候、例せハ西方寺前町ニ西方寺只今も有之と同事二候が如し、但し按二慶長十五年只今之黒田君御入国已前之寺ニ寺有之町は古き■矢張り何寺前町と相称へ候由二相聞候、西方寺ハ鎮西上人之直弟明源上人被開候て五百余年二候へハ、西方寺前町と可申候、但し大乘寺前町杯ハ中古土居町ニ往古土居町ニ有之、中古川端江引直り候二付、土居町筋ニて大乘寺前町有之候被称へ候歟、乍去西方寺之例ニて考候へハ、往古已来土居ニ向キ相立候時、矢張大乘寺前町と称し来り候もの歟と存候

○只今之座敷・井戸等出来候事

右ハ過去帳第四天明三年七月之下二日、座敷・後堂・井戸・車木出来文、左□曰、十四世正清代也、後堂と申ハ位牌所之事歟、又ハ御堂之墓原の井戸歟、車木ハ台所之井戸ニ近年迄有之候へ共、□相候ニ□十七世曇龍代被相止候事、車木・井土と候へハ台所之井戸と相聞へ候事

○松葉屋勘右衛門方相吊候墓之事

過去帳第四、天明五甲巳年八月ノ下二日
八月九日
一海入 名元不見

右ハ市小路町松葉屋勘右衛門網二入候を、当寺江其骨を納メ同人「吊也」文

過去帳第四、天明八申十二月下二日

一圓相了諦

長崎茂木村 五八

右ハ肥前長崎茂木村之人也、中嶋町并桁屋嘉兵衛客也」文但し、右ハ同月十二日之後ニ此改名有之候へ共、此了諦の日付無之、此了諦の次二廿一日ニ淨貞と申戒名有之候へハ、十二日方廿日迄之処ニは死去と相見候事

永代経志帳ニ金子三両卜長崎茂木村五八母と有之候

○釣鐘堂建立之事

過去帳第四、寛政元酉年十一月之下二日
十一月十日釣鐘堂徒移橋口町紙屋次吉寄附也」文
又近年^{年号不覚}天保二三七、八年之頃、風災ニて此鐘堂相転候二付、杉崎次吉^{後二忠次郎と改ム}又々先祖之志を継キ及再建候事、十八世龍城之代也
○釣り鐘ハ三臟圓之先祖寄進也

○五嶋元海寺旦那地借之事

過去帳第四、寛政四年三月下
三月廿六日
一清蓮了空 五嶋肴方浦 法村喜惣太

右ハ同国魚目元海寺旦那ニて、当□鯛町若狭屋五左衛門方客也」文

右江永代経志上り候事、本堂ニ書出如左

○墓所地主遣候覚間数之事

同帳四、寛政四子年十二月下日
一妙忍 對馬小路町中紺屋久助 女房

右ハ萩屋受持之土地、此度萩屋江地主代遣、則長卷間、横三尺、紺屋久助受持ニ相成候、為已後書付置申候事

子ノ十二月廿三日」文、十八世主按ニ享和三癸亥正月記録之中ニ、

左之通文化十二亥年として

式拾下字ナシ

永代経志
一式拾
釜屋重兵衛

右ハ萩屋先祖為供養

○五嶋大蓮寺弟墓之事

一貞吟
五嶋富江
大蓮寺弟

過去帳、寛政十二庚申年二月二日死去之二候事

○門内練屏起立之事

過去帳、寛政十二申年七月下二日

一 此度紙屋次郎右衛門・同次吉、右兩人ハ練堀寄附二付、門ハ十九間ハ次吉ハ寄附、次ハ八間三尺ハ次郎右衛門ハ寄附、右二付大工善吉、日雇方半三、瓦師金右衛門、陶工九平、当寺ハ納所久仁次右之面へ六月十七日立合之上境目等吟味致候て、六月中旬ハ取掛り八月下旬ニ成就、為後々如是書印置候事

練堀棟梁竹若番
半三

以上

と有之候事

△其後嘉永元年年之秋之頃風雨相続き、門内ニ瓦町側之練屏相崩れ、其後嘉永五子四月、当寺五世正海様并名妓明月貳百七十五回法事之節、檜崎次吉江段々及示談、金壹両計リ寄進之筈、余ハ当寺ハ右練屏相再立いたし候、石工ハ祇園町堀善助、棟梁ハ竹若番半三七十、同人悴伊右衛門、小山町紙屋嘉作二男等也、十八世龍城之有餘、同人悴伊右衛門、小山町紙屋嘉作二男等也、十八世龍城之代也

○祇園祭祀二付役人立宿受持之事

右ハ何年頃ハ被仰付来候哉、順世寺と隔年ニ受持候、延享五年戊辰

六月十四日二ハ、伊藤千右衛門ハ之証拠・記録在之、順世寺二ハ吸物・酒并ニ取看差出来リ有之、於当寺ハ古来ハ当無其儀候、尤立宿之札ハ町役ハ持来、門前之柱ニはり出入、御幕も同然二候事
十二世正因代元文享保十九年記録曰
六月十五日

一 柳田宮おさへ高島丹次殿宿被致候事

同月十九日

一同おさへ奥山次右衛門殿宿被致候事

右ハ立宿人足式人代として、古門戸町継所ハ古来三百文当寺江証拠遣候、此分継所へ付ケ候へハ早速右錢相渡来候事、然ニ嘉永三年頃ハ式百文宛リ証拠認来ルニ付、相重リ候ハ、問合及可申事

○東光寺村つるき塚一件之事

「五殿、六殿、鼠切り也」

享保十九年五月十六日下二日

（重書）

一 東光寺村之山願書岸田瀬兵衛殿江指出置候

右願書ハ正因師の記録別紙ニ在之候事

九日

一 山之儀二付、東光寺村庄屋忠五郎江書状遣ス、返事有リ一文
十八世主曰、此遣候文言書留不相見、但し返事ハ左之通記録之中
二押へ付有之候事

万行寺様

尊下

東光寺
忠五郎

尊書拜上、先以御勇健ニて御座被為遊候旨、珍重奉存候、私儀無異儀居申候、然ハ連々御噂被遊劍塚御立山御願被成二付、御達被成候ハ、被 仰付候通得其意奉存候、尤此方江 公儀ハ御尋被成

趣も候ハ、宜敷取なし申様ニと仰被下、是又奉得其意候、心結期尊顔、万々可申上候間不能多筆候、以上

六月九日

(花押)

追て申上候、右之御願埒明申候ハ、近村方土芝馬などつなき不申様ニ、近村御触被成候様ニ御願可被成候、無左候へハ山立兼申候、左様御心得可被遊候、以上

(三丁半空白)

○地主銀五ヶ年賦にて上納被仰付候事

万日覚帳曰十二代正因作

享保十九年寅六月廿九日下曰

一内島地主銀子ノ年分ハ七月切上納、巳 丑ノ字敷本ノマ、 丑年分ハ今年方五

ヶ年賦ニ被 仰付、書状瀨兵衛殿方参候」文

右瀨兵衛殿状如左達書右帳江押付如左

万行寺 岸田瀨兵衛

以手紙申達候、然ハ貴寺地子銀去々子・丑兩年分不納候処、丑ノ年分は不残被相納、子ノ年分ハ当暮方五ヶ年賦ニ被 仰付たる儀
■二候間、丑ノ年ノ分上納相済候ハ、子ノ年分年賦借状早々被指出候様ニ可申談旨、御勘定奉行方申来候、丑ノ年分不残被相納候上にて、子ノ年分之借状御指出し可有之候、以上

六月廿九日

同年七月廿一日下曰

一享保十八丑年分之地子銀、今日惣代弥平江相渡申候

十八代主ノ曰、■此丑年分ハ去前年丑年にて右を当、享保十九寅

年ニ被納候と相聞へ候事

「十敷、本書少し鼠きり申候
同年十二月十四日ノ下二曰

一寅年分地子銀極月十四日ニ相払、惣代弥平方方受取取ル

同日

一五ヶ年賦式拾四匁分八厘相払、惣代弥平方受取取ル

○那珂郡塩原村にて万行寺敷有之事

右八旧記并申伝ニも不承及候処、然ニ古小路町山崎氏飴屋伊助と申仁当寺講中当嘉永六癸丑年七十余歳ニ候処、同人申候ニハ塩原村ニおゐて万行寺竹藪と申所壹ヶ所有之、但其敷同村にて何レ之処ニ有之哉ハ不存候へ共、已前有之候段聞及候旨申出候事

右追々同村庄屋等江承糺シ可申事

✕

○当山古来黒印ニ候処、願ニ方よれば去ル天保五年二月方永代朱

印ニ相替候事

右願書左之通

朱印御免之御達如左旨寺社奉行小嶋殿へ達如左

万行寺 小嶋源五左衛門右衛門

貴寺印形朱印ニ替之儀承届候、其御心得可有之候、以上

二月朔日

右御免已後御免八十七世曇龍代二候事、十八世龍城代二至候ても朱印之儀其儘ニ押し来り、別段願立ハ不致候事

一 ○徳栄寺・光専寺も同年頃願出有之御免二候事、但し少し当寺の老ケ月も早く有之哉と存置候、背ふみ之為ニ早く願出有之候事、例セハ雨兩天日傘ハ両市中内ニて法中願出御免、後ニ触頭中願立候如く御免ニ相成候と申し

二 ○其後春吉専立寺住持紫溟、天保六年之冬諸宗之惣礼上席ニ被仰付候二付、朱印ニ仕替度触頭徳栄寺江年番願出候へ共、右朱印ハ根元触頭を配下ニ不紛様ニと申願立ニて御免ニ相成候事故、徳栄寺不承知ニて願書取次無之、其儘ニ相成候事

○裏粕屋

四 ○其後余間官之寺々諸郡一同申合青肉ニ願出候、此分ハ追々御免ニ相成候事、穂波明正寺・上座万徳寺も同年二月廿日ニ願出候事

三 ○御本山江ハ別段届も不致候哉ニて、右午年を朱印ニて添書致来候事

○外村松源寺弟子四人当寺ニて剃刀之一件

天保四癸巳年十月四日下二日

十七世曇龍代

堀口村松源寺弟子四人江剃刀願一件、最初九月廿日頃、席田郡青木村専宗寺住持玄暉を以右一件願出、剃髮并宗要之儀筆授被成下候様申出、聞届之旨答置

其後松源寺罷出願之趣御聞濟被仰付難有奉存候、然ニ彼等住職ニて無御座候へハ、只法名丈ケ御授ケ被為下度、剃刀之儀ハ先ツ用捨仕度段申出二付、其旨承届候段答置

右二付九月三十日罷出候様申付置

同晦日、松源寺弟子三人并小兒ハ共召連罷出

周遊二十・慈仙二十・慈觀二十之三人江其次第之如く道振・義鏡・履善と授く、八才之分江ハ獅吼と与へ畢○但、即日義鏡を願ニより

て義詮と改

十月朔日願書を以差支之儀御座候二付、道振を信道、履善を慈教と御改被下度段申出二付、望之通法名書改メ渡ヌ

一淨福寺も十八世龍城代ニ剃刀并法名願出承届遣候儀有之、左之通一取扱方左之通

(半丁空白)

順正寺之墓当寺江墓尻人来申候

積貞順信女 佐田平三妻

享和三年正月廿三日

後道信士

文化十一年戊戌正月廿三日

〔以下塗抹〕
一松翁積圓老至信士

原田平九郎種信

文政十丁亥年六月廿八日

竹田墓

一宝永六己丑年十一月十九日

法名不見

石蔵屋墓

安永五丙申

石蔵利左衛門

六月十七日

一慶信士

同人妻

寛政二戌七月十七日 同三 天明元

一当寺江御田地(空白)反 那珂郡住吉村

原田平九郎大庄屋先年相勤居候事当寺旦那二候処、先年年号不分寄附有之(以下塗抹)候得共

曇龍代二上納■差戻歟二相成、只今ハ右田地平九郎寄附之年

号不分候へ共、先々住正栄代歟、又ハ同師圓舜已後無住之節歟、

文化十四年ハ十七世曇龍藝州ハ入寺二付此考致置居候事

一然歟十七世曇龍代文政六七八年之頃歟右御田地上納当寺下作歟

二歟二被付置候処■文政七八之年頃候て、上納も下作ハ相払上納

致居候哉二候処、文政六・七・八年之頃上納米不作二付、当寺ハ

銀上納相まどひ有之候間、右下作老俵も当寺へ不来哉二付、却て

難洪二相成、平九郎江被差返候哉と存候、右下作人ハ何人二候哉

不承、其後被差返候事平九郎二候哉等と覚へ不申、別人二壳払二

相成候哉、平九郎方江引合等有之儀ハ相覚居候二付、同人江払二

相成候哉、小山町糶屋武右衛門一名万平江相尋可申事、又ハ住吉

春吉村田地帳詮儀之事(頭注)

文政七甲申正月御寺法・御国法・御用日記之内正月四日ノ下二日

住吉平九郎来□年貢之事ヲ談ヌ四日、藤吉来り年貢之事を断ハル(マ)文(マ)

又同年正月廿四日之下曰、住吉平九郎紙面遣し、去年御年貢六十

七匁ハ近々二次平方相弁候様可仕と申来、尚次平方老俵差出候間

御請取可被下と申来候」文

同廿六日、御上へ願出候様平九郎方申来万行不取上」文

一右田地当寺へ寄附之年月不相分、先々住正栄之代歟、其後無住之

時歟、如何成儀ニて寄進有之哉、慥ニ先々住正栄代二寄進有之儀

二伝へ承り居候、十七世曇龍ハ文化十四年ニ安藝国ハ入国二付、

其已前二寄附と相聞候

一年貢取納之通老枚印形付キニて左之通只今相残り有之写

一写

文化十三年分春吉村御年貢取納之通

庄屋正平印

子八月

万行寺様

徳割帳奥

合 米三俵壹斗七升六合

錢三匁四分三厘

代米三升四合

一米六升 臨時切立

米壹俵貳斗八升五合 九月廿七日 忠助

同貳斗五合 十月二日 弥助

同壹俵壹斗壹升 同日 利八

ノ

右皆済

右之通二候、平九郎八文政十丁亥年六月廿八日死去、原田平九郎種信と石塔二有之、法名松翁釈圓老至信士と申候、七十四、五歳二て死去、墓ハ逆修也、当寺之墓所二在之

一御正忌御座変法之事

去ル天保十一年之頃何月御本山御用僧浄通寺讃州触頭也 入来之節、御正忌■法路万行・徳栄両寺ハ相頼被勤呉候、其刻左之通順正寺西■ハ妙行・西教寺迄委曲書中及懸合、隣寺并ニ妙行寺ハ已後之後例ニ不相成候ハ、当年限り格別之由を以程能承知ニ相成候事

口上

拙寺儀此節 浄通寺殿御請持仕候処、福岡表江も徳栄寺江も御懸ケ勤被成候、然二只今之趣ニテハ昼夜二四度御往来、就てハ時刻も延引ニ相成、各様御迷惑之御儀ニ御座候、右ニ付徳栄寺・拙寺両寺申合仕候て、徳栄寺昼之御返、夜ハ御客僧直ニ万行寺江御移りニて被相勤、万行寺御晨朝九ツ時之処を引上ケ、覚永寺引続キニ万行寺相勤可申、左候ハ万行寺ハ徳栄寺江御客僧被引移、晨朝御勤ニ相成申度ニ付、昼夜四度之御往返式度ニて相■濟、先々時刻延引ニも相成不申様ニ御座候、仍て明廿四日御晨朝ハ万行寺処ハ覚永寺、御初夜後引続キ御宮ニ申上候様決仕候、此段為念御通達仕置申候

霜月廿三日朝

順正寺様

善照寺様

妙静寺様

万行寺

知事

覚永寺様

妙行寺様

西教寺様

ノ

一古来

御返夜昼八ツ時

ノ

以下塗抹 (空白)

二其後 年二至り時節不宜盜賊多く、女中抔夜深く相成參詣難成旨相歎候二付、講中申合左之通ニ相成候事、一此事御用記ニ有之、只今之通也」

〔挿人文書〕 今日ハ御忌大御返夜光隠如射御繁多奉察候

一今御初夜ハ御伝拝読仕、夫方直ニ引続無贅題御法談有り来居申候、右御法談御仕廻之上、覚永寺引続御晨朝相勤候てハ、御寺へ御引移り延引ニ相成申候間、手元ハ御伝拝読極々引上ニ仕、覚永寺勤化之間ニ晨朝之御勤是迄通りニ相勤、其跡ヲ直ニ是迄之通り御法談ニて御寺へ御引移り相成度奉存候、右ハ是迄之通り事ニ御座候、然ニ御伝拝読後ニ御法談を願上候て、其跡へ御晨朝相勤メ、其跡ニて御寺へ御引移ニテハ、御寺言語ニ延引可仕様奉存候間、万行手元ハ御伝後之御法談なしニ仕り、御伝を極々引上ケ相勤メ、御晨朝後ハ早々御寺へ御引移ニ相成候様仕度候、尤コ、二一ツ御法話を少し計り御晨朝御法談後ニ御願可申上候間、御寺之処■御晨朝例刻方少し御差延被下、御勤メ被下候ハ、忝奉存候」

徳栄寺様

万行寺

今日ハ御忌大返夜光隠如射御繁多奉察候

一今御初夜ハ御伝拝読仕、夫方直ニ引続キ無贅題御法談有り来居申候、右御法談御仕廻之上、覚永寺引続キ御晨朝相勤候てハ、御寺江御引移り延引ニ相成申候間、手元ハ御伝拝読極々引上ニ仕、覚永寺勤化之間ニ晨朝之御勤是迄通りニ相勤、其跡ヲ直ニ是迄之通

り御法談にて御寺江御引移り相成度奉存候、右ハ是迄之通之事ニ御座候、然ニ御伝拜読後ニ御法談を願上候て、其跡江御晨朝相勤メ、其跡にて御寺江御引移にてハ、御寺言語ニ延引可仕様奉存候間、万行手元ハ御伝後之御法談なしニ仕、御伝を極々引上ケ相勤メ、御晨朝後ハ早々御寺江御引移りニ相成候様仕度候、尤コ、二一ツ御法話を少し計り御晨朝御法談後ニ御願可申上候間、御寺之処御晨朝例刻カ少し御差延被下、御勤メ被下候ハ被下候ハ、忝奉存候、以上

十一月廿七日

一其後ニ口只今之通ニ相成、記録ノ通り

松の詩歌を索むる先住大行院頌

一 寺在博多東南一松在本堂ノ前面

后三 本根一丈四尺一周圍五十三間

前二 形如円蓋半開一色似蒼天无雲

四 望来人々咸言一若移在京坂間

五 必与唐崎鷗雄一惜哉在西南地

六 仰臥知賢君子一為題一辞莫惜筆

今此中二二句有之様ニ覚候へ共、本書紛失二付不覚惜哉

一当寺筑紫松之事

右ハ本堂前笠松之名也、十七世曇龍在坂之節、天保三辰七月三日大坂長七江書付被渡候て、松二名を御附被下候御歌拜領被願上候、尤相調候上ハ、大坂ざごば伏見堀なんば橋北詰東江入北側、和泉屋傳兵衛江御下ケ可被下、京都取次所ハ西六条醒ヶ井大鼓之番屋上ル正恩寺迄御遣可被下候

一松之高サ

心之処 式丈半計り
枝垂之処 笠さして通り候程

一松之形 編代笠ニ似たり

一まはり 九十間余

十八世主云 其後御歌之相下ル 時代不存、天保十一年頃也

禁裏御歌所 御所之御歌之預り所にて、禁裏歌之御師範と申す事

博多万行寺の筑紫松を 一 貞ノ字歟

左羽林季實

数ならぬ心ろ言葉も

つくしてむ

名におあふ寺に

名にしをふ松

又右季實卿の御父公祐卿殿方時御歌所松山宰相殿ノ分如左

松■といへは千歳をふへき

ものなれば

さまたのもしき

かとにそありける

キンサチ 公祐

一庫裏之門口之前二有之松ハ、紙屋次郎吉元祖善西翁十六、七才之時被植置候由二候、近年松を鐘掛ノ松ト称ス、是ハ右天保七、八年已前風災にて鐘楼再建治吉方无之、已前御正忌之節此松へ鐘を釣り相鳴らし候二付名付置候事

一当寺之学寮を甘露窟と称へ候

右ハ先師大行院被名付置候事、文政式、三年之頃初て建立、世話人

ハ早良郡浄泉寺住持曇源と申僧にて、此人御本山江御改革之砌勤功有之、江州、夜須西福寺江入寺也、其後天保元年之頃式卯二月廿五日^〆記帳存置、宗像郡宝蓮寺新発意義龍再建成就いたし候事、義龍ハ其後御本山^〆学階得業二被仰付候事

一 嘉永六丑三月廿三四日之頃九日二榊田宮下遷宮有之節、町内^〆左之通出財申来順正・善照兩寺及相談候処、出財不致てハ町内之儀二付差支筋も可有之、不宜旨二付則申来候儘相渡、左之通

三月十日
一 八百拾文 人足三人分

但、吾人二付

四匆宛り

三月十日
一 式百文 掛ケ暗燈式ツ代

右ハ下遷宮二付門前江掛あんど^〆式ツ灯ボシ呉度、尤暗燈丈ケハ町内町内^〆方調調可差出旨にて差送来、且又御神燈と書認、此紙も式枚当寺へ町内^〆方送来、余式方ハ当寺^〆方張ル、此儘にて門前へ出ス也、右あんど^〆ハ当寺^〆方出財之末二付当寺江取置候事

一 順正・善照兩寺いづれも同様二候事

但、門前^〆券口多少二付少々差別有之事

一 右掛暗燈二御神燈と町内^〆方印シ来候分江、当寺^〆方^〆ふそく付ケ差出候事、尤昼下遷宮相仕廻候へハ不及其儀候事、九日ハ昼内二相仕廻二相成不及其儀候事

一 右八百十文ト式百文ハ其節町内^〆わしや平助江為持遣置候事

一 八百拾文之人足三人分ハ其寺^〆方家来差出候得は、右賃錢八百拾文差出二不及候へ共家来を差出候節ハ、寺之男二付町内^〆若きもの^〆様々之事申掛ケ候事も有之、又別二男三人やとひ差出候へは給銀八百十文にてハ不相叶、其上めし等も差出候訳二付、順正寺・善照寺も一同右人足賃差出二相成候事

照寺も一同右人足賃差出二相成候事

一 正遷宮之節も右同断三人分八百拾文渡ス、正遷宮ハ当丑之事、三日也○順正寺・善照寺ハ人足式人也、一朝軒式人、東林寺三人、川崎氏^〆吾人之^〆処二中村借家有之、此分ハ高書印し無之事

〔^〆頭注〕嘉永七年正月松囃子二祇園町^〆方作り出仕立候節、人足三人八百十文榊田宮之例にて差出呉度申出候へ共、同月十四日二分渡候事

一 春吉正光寺ハ柴田正光と申士之末二候由、只今之先住圓海代二御上^〆方御召有之節、書認候もの少し計有之由にて、柴田勝家之陪臣家来筋共歟と当任申候○然二万行按二、鎌倉將軍家譜一^〆十五 寛元二年十二月鎌倉五代頼嗣之読書始メ二、筑後守正光^〆為待読と有之、是とハ別人なる事年代不相応候へ共為考合書置もの也

○一 当寺五代目正海母ハ佐々木氏之由云云

佐々木之調子如左

鎌倉將軍家譜^〆卷 左・同二^〆十六、信長記拾遺二^〆二云云○佐々木ハ

宇多天皇後胤と御本山七里伝二出ツ

○一 十七世龍城母ハ曇龍先祖源三位頼政也之事

同鎌倉家譜^〆二^〆右四行 曰、治承四年源三位頼政及子仲綱欲討^〆平家^〆等

ノ文

一 御笠郡原田二日市ノ正行寺之事

右ハ根元^〆当寺末寺二候処、何年頃致離末、東本願寺二属し候哉^〆妙行^〆取調子^〆之事、去ル天保六、七年之頃大公儀御代替二付誓判上京之寺有之

候処、無其儀文御本山^〆方取調子之上触頭へ御申越之書付へ、万行寺下右正行寺と有之、仍て当寺末寺候ハ、御なる事を令承知候へ共、

当寺家来記録并申伝二も一向承り不申、然二右体御本山^〆方御申下シ之上ハ御本^〆方御記録二有之儀分明二候、其後甘木教法寺へ十八世龍

城罷越候節、同寺老母先住 之実母博多善照寺、先々住之妻西邊 後淳字 二改ム 之妹歟 二承候処、中古万行

寺の教法寺歟又ハ外方江坊守罷り越候節、駕籠を本堂之檐江居へ候処、いかに本堂二候共、院主ハ格別、奥方之駕籠本堂へ居之檐へ昇

キ上ケ候事難相濟、全ク万行寺末寺二候へハ社如此事も有之旨にて不帰服二相成遂二東派へ改派候由承り候、龍城按二古しへハ当寺之

奥方等二駕籠二て黒土ふみ候事ハ無之候、只今之義母疊籠 之之後妻 被申被申居候へハ、左様之事も可有之哉、定て毛利氏ハ相見候奥方

之時二も候哉、左候へハ最早百年已前之事二可有之と存候〇又十二代正因の室甘木教法寺徹周娘とめと申候、明和九辰四月廿三日死ス、

一 御笠郡宰府来光寺之事

右ハ元来当寺末寺二候事、寺院伝古来之通分明二候処、先住曇龍代歟、天保十一、式年同寺願事有之、添状当寺之頃歟

且又觸頭三ヶ寺も差出候処、御本山御記録二佛照寺歟之下之由二候事、先住在京之節二付大ニ驚き、寺院帳之約束共申上候哉、然二

佛照寺ハ已後離末之一札当寺へ參候来光寺ハ離末銀差出候由二て佛照寺ハ已後同寺末寺離末之一札当寺へ參り居申候事

一 觸頭三ヶ寺觸頭前後次第

一 当寺ハ 證如上人御代 一国觸頭蒙仰、其後平出長政公之時慶長九年觸頭尚又如已前可相勤旨、於伏見五世正海江被仰付

一 徳栄寺ハ同寺由緒書二天保六未年十二月 町奉行建部孫左衛門へ 出又分

長政公之時同寺住持 仍願觸頭蒙仰

一 光専寺ハ同年由緒記(空白) 云云

然二寛文五年迄八万・徳両寺而已觸頭と相見、光専寺寛文五已後之

二 觸頭被仰付候と相聞へ、其証文如左但

但し、寛政文五年之後何年二觸頭被仰付候哉不相分、寛政文ハ当嘉永六丑年ハ

写

書物之条々

一切支丹宗門弥依御制禁、末寺ハ不及申、雖不為末寺御國中真宗西本願寺一派之寺々從式ヶ寺堅可相改旨被為 仰出奉畏候事

一 式ヶ寺之侍僧同宿并下人、惣て寺内召置候もの切支丹宗門・ころひ切支丹共二無御座候、向後猶以無懈怠可相改之事

一切支丹宗門と慥雖不見定、於檀方中うたかハしき体之もの見及候ハ、各両所江可申断事

一 ころひ切支丹之者檀那二て罷成と申候ハ、各両所へ申達下知次第可相定之候、御國中末寺真宗西本願寺一派之寺々共令相守、此旨左様之者在之は拙僧共相改、随分下下知可相定之通堅為申聞、寺々之書物判行取置候事マ、

一 於檀方中死人有之及案内之時、下凡之族たり共其死骸見届ケ、其上を以可令葬之候、自然遠所之檀方若至其時、故障有之死骸見届之儀就難成は、下輩之組付ハ其組之小頭、大身之家頼ハ其家之

とな分、小身之下人ハ其主人之手形、町中ハ其町のおとな五人組「不ノ字歟、分ノ字歟、本ノマ、」於在郷ハ其村々庄屋、五人与として見届、異体之取納無之趣証抛を取、其上を以可及結縁候、御國中末寺其外真宗西本願寺一派之

寺々不殘、此旨為申聞堅令相守、寺々之書物判形取置候事

右条数聊違却之儀御座有間敷候、当寺中并末寺其外真宗西本願寺一派之寺々共二令違背と被遂御札明、式ヶ寺より常々相改之所緩

怠於在之は、拙僧共可為越度候、為後日如件

候ハ歟、本ノマ、

寛政文五年
五月十一日

徳栄寺

万行寺

伊藤半兵衛殿

十八主ノ曰

毛利長兵衛殿

此殿ノ字也

一左之書付先住曇龍手覚書一枚有之寫置

此分文政三年統風土記拾遺御用ニ付認被申、当寺累代由緒書一卷

在之、其節土居町釜屋半平^方被承被記置候分と相聞候

一吉田式部之時家別亭主罷出血判

一血判余寺奥判毎時当山

十八主曰ク、右八大判之事と相見候事

一六千度 大友 四千度 大内 六千度 七地蔵

十八主ノ曰

右八当山へ地藏石像志体在之、靈驗近年來不思議也、此地蔵之

事を取調んと被承候事と相聞候

一深香庵 寺中妙圖ノ下、本ト大乘寺ノ下

十八主曰

右八当山開基空性聖福寺中之西光寺へ留*有之儀在之、其儀を承

ラント被記置候事歟不^レ分可考

一博多古文志 同古文記 同古典記

一博多記 石城誌 津要録

一博多記 博多財伝記 (細) 風土記

一博多記 博多財伝記 (細) 風土記

十八主ノ曰

右八当寺之儀も右之書江書加可有之哉と被存、被承置候儀歟と相

聞候○津要録と申八根元年行司役所ニ在之秘録也、是八川端町万

屋伊平次之祖父古キ反古^方見付清書致置候もの二候由、釜屋半平

方十八主承り申候、近來之博多津之要用ハ、追々只今之年行司後

見伊藤久右衛門^方申付調ニ相成居候由○博多財伝記ハ博多細伝記

二候半、細伝記ハ只今之書林掛町次助江致所持候二付、十八世龍

城借受ケ見候へ共、当山之事ハ志ツも無之、博多と題号ニ有之候

へ共、全ク福岡武家之事計リ二候、初式、三枚之処ニ博多之事少

し出テ候計ニて而已、是ハ筑前之恥ヲを書し秘録也

一博多大友家^方代官代々相居ル、今ノ矢倉門也、天文七年白杵阿房守

築^レ城、今ノ山ノ根堀田河原町吉祥天社之辺^方今ノ東林寺之角迄同

人堀立ル、依て其堀房州堀と云伝ふ、今ノ東林寺^方辻堂御門下迄

徳永宗也堀立ル、宗也堀といふ、辻堂御門^方辻村迄堀立大屋何某^今

麻郡千手村二住又

十八主ノ曰

右八当寺之山ノ後ロノ堀田小溝ハ古代堀なる事を知

らん為ニ被承置しと相聞候事、大屋ハ今も千手村二住して大屋孫

右衛門ト申候、秋月御領二候事○又右之堀ハ貝原風土記ニ明曆ノ

初メニ田となると云云

一順正寺ハ妙行寺之隱居地、元ト石橋ノ辺ニ在り、御上仕組ニより今

ノ地ニ引ク、頃ハ延宝の初なり、万治頃迄川口町とアリ、此より^(土)

居流レ券帳ニ委シ

十八主ノ曰、右八順正寺事を被承置候也、文化十四年認ニ相成候

博多名所図会と申書第壹卷ニ曰、妙行寺從善が子教善開基セリ、

寛文中二世竹立ニ到テ今ノ地移セリ、初ハ妙行ニ隣レリ、妙行

寺ト共ニ東派ナリシカ、後ニ西派トナル、文

一享保式十年、依二寺仕組表ノ野菜所門徒望之もの墓所ニ売払

御門通西ノ堀添、對馬小路町下はぎ屋何某○次二橋口町紙屋平十郎

○次二西村保次芳次ニ作ル大濱ニ居住○次二綱場町櫛屋何某○次二順正寺

二境ふ釜屋助右衛門所持跡跡ヲ弌ツ二分ツ、西方町官内町二一口

ノ

十八主ノ曰、右ハ表通り之墓所売払候一件を承置被申候事と相見

候○釜屋半平申候ハ只今之半平と親半平と同名也、曇龍ハ親半平之囃、享

保之頃言語之困窮ニ付、只今之大松之下売払ニ相成候、然二西村

芳次只今次ハといふ、近年之大濱ニてうとん屋ヲ仕候事當時□□一族何某之墓所を求置候処、

芳次先キニ死去致候ニ付、右求置候墓所へ芳次埋葬いたし候段申

居り候事、按二享保十九年頃ハ寺主銀も五ヶ年賦ニて上納願出ニ

相成、御間置ニ相成候旨、寺社奉行之達書も旧記ニ相見へ候間、

此説相違在之間敷候事、享保八十二世正因師之代ニ候

一 台所ニ向ふニて墓所三ツ有之分ハ、天保十一年之夏之頃十八世龍

城代ニ相渡候、右ハ御用僧祐仙房殿国東御参向御用ニ付上納取立

ニ当国へ入込有之、其後天保十二年之頃石田小衛門大根屋之事、知

取締改革之惣会所相建テ度祐仙房願望ニ候処、銀子入用之事有之、

其節当寺門徒檜崎次吉十九文屋事、紙屋次吉カノ同所参り合せ、祐仙

房事ニて只今ハ忠次郎と改ム房金式拾兩入財ニ付急ニ調へ遣與度内談有之、同人受持当国へ

罷歸り万行寺へ相談之上、糶屋武右衛門小山町ニ住ス、烟草屋重助

借受、漸く廿兩相調へ万行原田氏祐仙房へ遣候処大喜有之、尤田之浦

惣会所ハ其後取止メニ相成、其後右廿兩ハ祐仙房原田氏万行へ払ニ相

成候、右五、六兩之分之事も有之、且又先年文政年中当寺内陣昇

進ニ付、金十兩武右衛門原田氏方取替ニ相成候分返濟当寺方武右衛門へ

不致候ニ付、同人願紙屋五平之ニ方無抛地面相渡候事

一 已後紙屋宗平紙屋五平之是又本堂外陣新屋ニ付、金又五兩相成、無

抛差遣候事、是ハ根元壺間余方も囉度受合置候処、同人当寺留守

中ニ只今之通間數相弘メ彼是八疊敷丈ケも取り候事、畢竟不相濟

候へ共、同人事日々寺へ参り万事心配致候仁ニ付、何分理詰メ

も難致、先ツ其儘ニ差置講中おひ也方も申立候人も無之、無抛次第ニて

流シ合ニ相成候事

一 第一番ニ在之候紙屋次吉之墓所ハ、文政式、三年之頃、先住曇龍

代ニ右次吉へ相渡候、其故ハ大松之根本堂之前ニて右次吉之墓所

之中ニ入り候を先住代ニ段々申入、紙屋之墓所へ入り居候大松之

根を堀之外へ出テ候様ニ申談有之、夫方根ハ同家墓所之堀之外下

ニ出テ候様ニ相成候、其代りニ台所右次吉之墓所只今之間六、

七間分錢なし二十九文屋へ囉受候事と承り置候

一 義昭將軍御教書之事

右御教書之儀、古來教如上入御感狀ニも候哉之旨当山由緒記ニ段々

申送りニ相成居候処、文政之頃先住曇龍代赤間町居住御記録方土々

木傳藏殿へ相頼被置候処、左之通申来、右文言ハ由緒記ニ在之

御判如此

右ハ足利義昭將軍公之花押ニ相違無御座候、平出義昭公ハ義晴公方

男、永禄十一年任征夷大將軍、兼左近衛中將、叙從四位下、

法名靈陽院

昭光



宇治槇嶋城主槇嶋玄蕃頭賜「昭之一字」、称「昭光」

藤安 未考不申候

■モイ 初并兵部ノ丞之事ニ候

右文政四辛巳四月十二日土々木傳藏殿考也

一其後右藤安之事傳藏殿考来候哉、文政九年又々清書候て青柳勝

次へ被差出候当寺由緒記ニ、藤安ハモ初并兵部ノ丞と先住書人ニ相

成候

右条々何之書ニ出候哉、本拠ハ土々木方申来候書付ニ不分、残念

二候事

義昭公之法名ハ足利將軍家譜ノ尾ニ相見候、如左

又、先住之書送りニ左之通

一槇嶋玄蕃頭義昭ニ隨ひ、中国ニ成り

十八主曰

右ハ 中国ニ被参候節昭ノ一字拝領と相聞へ候、此儀ハ土々木之

口上之噂を書付被置候事と相見候

先住書送り 一覚永寺 夜須栗田村 寓中嶋式十年計り後地渡る

十八主ノ曰、是ハ今熊町覚永寺ハ元ト夜須郡栗田村ニ有之と申事ニ

候、其後博多ニ転地之節中嶋ニ式十年も住居ニ相成有之哉被相聞へ

候、夫方只今之今熊町ニ寺地御免と申事ニ相見候○只今之住持恵覚

永寺住持恵称ノ曰当年七十才、覚永寺ハ万行寺之隠居地なり、是博多津

中の人々皆所知ニ候段被申居候、不審、栗田村方転地之事何とて当

山之隠居地ニ候哉

先住書送り候 一万行寺前安竹新次蒟蒻屋

十八主ノ曰、此事何共不相分候事

同新 一慶長多々良家臣新原左馬頭寓「善照」、子孫寓「土居」、釜屋小衛十八主ノ

曰小兵衛歟、本ノマ、 多々良感状今猶在

十八主ノ曰、右ハ釜屋半平方先祖之事歟、半平姓ハ大神氏也、槍

原村ニ大神姓多し、根元釜屋一族之由ニ候

同断 一伊崎七次 当寺旦那

十八主ノ曰、此事不相分但し此一条ハ伊崎ニ久右衛門といふもの有

之、当寺旦那ニ在之由、然ニ同人先年当寺へ罷出申候ニハ、根元久

遠寺と申ス一ヶ寺ニて、則万行寺末寺ニ候、中古及廢絶候へ共右久

遠寺を取り、只今随俗久右衛門ト称ス、寺跡ハ源光院歟松源院歟之地中ニ在

之ト云云、仏像を持伝へし由ニ候先住方承り置候、此事なるべし

右之条々先住被書送之分、定て釜屋半平方文政式、三年之頃先住曇

龍被承候を鳥渡被記置候と相聞へ候

○古代年行司之事徳永宗也ハ古代何代目之年行司之考之事

此分先住書送りもの集メ之中ニ在之、定て釜屋半平方写来ル分歟、

如左

山鹿宗宅 牛尾右衛門

徳永宗也 同 宗休

原 道徹 柴田宗仁

同 宗有 同 新左衛門

前 宗寶 同 宗清

同 孫右衛門 田中紹府

勝野了術（術） 同 宗茂

同 宗泉 川原宗知

同 治部兵衛 尾村道味

同 道仁 高木宗善

同 五郎右衛門 日高宗曆（善照、曆歟、本ノマ、曇

同 宗賀 的野宗列

吉田宗富 同 宗壽

同 喜右衛門 高橋四郎兵衛

中野良衛 同 宗玄

同 宗有 庄村利右衛門

神屋祐仙 同 四郎右衛門

同 太左衛門 同 左大夫

太田彦左衛門 同 宗春

上原紹意 氏不知淨慶

氏不知宗甫 柴田少三郎

同 四郎兵衛 同 伊右衛門

清水四郎兵衛 奥 惣兵衛

谷 宗利 泉 幽心

長富市左衛門 中村三十郎

山崎半三郎 大賀藤右衛門

右天正頃方寛文初迄之年行司

博多地割券帳之儀ハ、神屋宗堪家ニ委敷

秀吉公 黒田吉高 瀧川三郎兵衛 山崎志馬守「摩守也」

地割 長東大藏大夫 小西撰津守 下役人三十五人

抑筑紫之博多大津と申ハ、往古いつの頃よりか有り来りし所に

や、蛮国迄も其名高し、天智天皇記にも委敷見へたり、依之

此所所其儘さし捨ならず、関白秀吉公にも御券帳御改め、当国

ハ不申及事近国迄御触流有之、其時為御町奉行黒田孝高・瀧川

三郎兵衛・山崎志摩守・長策大藏大夫・小西撰津守・下役人三

十五人召連レ、秀吉公ハ箱崎海辺に南蛮舟有之二付其船ニ被為

召、六月十一日ニ博多大津ニ来りあふて、東西を取分させ、夫

々ニ町割券帳被相渡類稀なるる帰陣なり、其節之酒宴ニ 秀吉

公歌を詠給ふ

はかた町幾千代迄もつのるらん

其時御側に小寺休夢といふ人有けるが下ノ句を次ク

立ならへたる軒の賑ひ

と云ければ、秀吉公御かんし給ふと有ル

メ

万行寺ノ門前町名古代左之通

(博脱カ) 当多町割之古図ニ依ルニ大工町と有之、此大工町只今之祇園町ニ

相当り候事

一万行寺地面江櫛田宮初請致度旨中古御圖を上ケ候処、願不相叶をり

不申旨釜屋又平申候事

按ニ櫛田宮ハ神社考ニも相見候古代之宮ニ候、其社造立之節之事

を圖を上ケ候儀を只今迄申伝候儀無覚東存候処、紙屋次郎吉養子

源兵衛平ノ曰、中古元禄の頃迄ハ小キ社之宮居ニ候処、其頃方只

今之通大社ニ相成、右節紙屋次郎吉先祖幸屋又次(之脱カ) 氏 等十五、六

人ニて致世話候ニ付、連名之礼状有之旨被申候事、依之考候へハ

右御圖上り候儀ハ其節之事と相聞へ候、当寺ハ古代方仏閣之地ニ

候哉、本堂起立之節も石仏放「光地中」現れ給へり、可考

風土記ニ相見候哉、左之書送り少し有之、此処ニ写置候事

焼失すと云云、夫方櫛田宮御社も其後御仮殿ニまし、抑櫛田宮

ハ 人皇四十六代朱雀帝天平宝字元年、河内国方博多大津御幸まし

「(頭注)」
「(下文言)」
「(保治二作ル)」
無之

「此書付釜屋又平ニ有之由又々承ル、又平ハ累代櫛田ノ世話人也」

寛政四年 筑前万行寺
諸事記録覚帳写
子四月

十四世正清師之代認置と相見へ、只三枚之横折也
此処ニ写置候事

万行司開基

- 第一世 空性
- 第二世 理慶
- 第三世 理善
- 第四世 西念又理西として消シニ相成
- 第五世 正海
- 第六世 正空
- 第七世 西念
- 第八世 西吟
- 第九世 西秀
- 第十世 正賛
- 第十一世 含海
- 第十二世 正因
- 第十三世 正賛
- 第十四世 正清

寛政四年子

自画自賛御影
一證如上人 御影ノコト
顯如上人、此度御願申上ル

一五嶋御末寺

肥前国下松浦郡元海寺正岸、享保二丁酉年三月五日御開山、絹袈

袷二月廿二日御免

〔頭註〕十八主曰、五嶋末寺一件宝物書付覚帳ニも有之

同国富江 大蓮寺

享保二酉五月廿二日、四月三日御免

同国深江 善教寺

延享元子年、本山表願有之候て、拙寺末寺ニて添状取、子ノ冬直
參ニ相成趣ニ御座候、根元当寺末寺と御座候処、右之添状ハ本山
表相渡不申由申候て、右之添状差返申候

右此方ハ大蓮寺・元海寺江以書状、右善教寺儀尋候へハ、右両寺
ハ返書善照寺・覚永寺両寺へ当子候て、此方ハ之添状指返申候由、
書付御書付御座候

一平戸光照寺掛合之事

一大坂信長公乱之時

かん状

七里三河法橋と御座候、法号西念
万行寺四世

右御書ハ
教如上人様御筆

一開基空性ハ

山城国宇治郡山科郷野村之産也、七里隼人と申候、出家して空性

✕

十八主曰、右之通正清師書送り有之、按ニ石城誌并博多名所図会
文化十四年頃著ス等ニ、当寺の西念といひしハ勇猛成僧ニて石山籠城等と有
之候事、全ク此正清師之申伝ニて未詳事を書顯し候事と相見候、
其頃迄ハ当寺之由緒記寛保年中之分遠賀郡船頭五平方ニ有之、耽

と不相分と相見候、此分先住曇龍代ニ五平^カ当寺^カ江差返候ニ付事々分明ニ相分り候処、五世正海七里三河法橋之事等致分明候又事二候、此由緒記ハ遠賀恩光寺ニ開基^カ先住曇龍代迄之事委細相記書続キ次^カ候分有之ニて、三吉西圓寺当住弟熊鯛^{ガク}申居候■^カ右按候へハ、先年正因師ノ弟歟、新山歟、恩光寺へ入院有之儀在之、其節石系図書をも遣置候処其儘ニ相成有之儀□、遂ニハ船頭五平が手ニ入り候と相聞へ候○且又七里三河法橋と感状ニ在之候段、此書付ニ相分り候は、風土記御取調子正清師之代ニ兩度歟有之ニ付、後之考之分ニも候哉、最初之時迄ハ^{（空白）}等と不相分ニ付、只西念事石山籠城之人と被申居候事を石城誌ニ書頭たるなるべし

一 七里三河守躑之事^{アブミ}

右ハ根元当寺五世正海師石山陣中所持之品ニ候処、只今程遠賀郡立屋敷村喜平とか申仁之処江在之、此躑江定紋おもだか入り候て至て軽き品ニて、馬ニ乗り快く被^レ驅候由ニ候、右ハ遠賀恩光寺当住圓側^カハ十八世籠城承り置候事、馬ノ躑と文政五年之由緒記ニ出候へ共当寺ニハ先住代ニも無之、此事たるべし、是も遠恩光寺へ一寸借し置候品其儘ニ相成歟、又ハ質ニ入レ候哉、恩光寺意贊^カ右正因師江之状の中ニかん状も五十目ニ質ニ流れ候と在之、推知可致事

一 当山松囉子稚子并三福神打入候事

右ハ累代之由緒記ニ、五世正海代触頭被仰付已後打入と有之、按ニ当寺申伝ニハ東西兩派分派之節、長政公^カ右^カ本^カ山^カへ^カ帰^カ參^カ御^カ取^カ計^カ之^カ節^カ稠^カ敷^カ大^カ公^カ事^カニ^カて、津^カ中^カ不^カ一^カ方^カ格^カ別^カ人^カ機^カ相^カ不^カ一^カ方^カ候^カ処、長^カ政^カ公^カ右^カ西^カ方^カへ^カ御^カ本^カ廟^カへ^カ直^カ參^カ被^カ仰^カ付^カニ^カ付、人^カ機^カ致^カ一^カ和^カ候^カ様^カ万^カ行^カ寺^カへ^カ罷^カ出^カ祝^カ言^カ可^カ仕^カ旨^カ被^カ仰^カ達^カ候^カ由^カニ^カて、直^カ様^カ当^カ寺^カへ^カ御^カ城^カ歸^カり^カニ^カ打^カ入^カ候^カ由^カ申^カ伝^カ候、尤^カ其

已前^カ方^カ打^カ入^カ候^カ儀^カハ^カ有^カ之^カ哉^カ申^カ伝^カ無^カ之^カ、此^カ頃^カ有^カ人^カノ^カ説^カニ^カ万^カ行^カ寺^カへ^カ祝^カし^カ来^カ候^カ事^カハ、全^カク^カ川^カ原^カ田^カ氏^カ先^カ祖^カ万^カ行^カ寺^カへ^カ墓^カ有^カ之^カニ^カ付^カ祝^カ来^カと^カ云^カ云^カ、川^カ原^カ田^カハ^カ只^カ今^カ糺^カ屋^カ番^カ筆^カ屋^カ平^カ助^カ之^カ先^カと^カ申^カ候^カて、同^カ家^カ之^カ先^カ祖^カ当^カ寺^カ且^カ那^カ二^カ候^カ^{（今ハ順正寺門徒と、}右^カ川^カ原^カ田^カ先^カ祖^カ三^カ福^カ神^カ等^カニ^カて^カ格^カ別^カ由^カ緒^カ有^カ之^カ儀^カハ^カ云^カ云^カ、定^カて^カ中^カ古^カ松^カ囉^カ子^カ相^カ止^カ又^カ候^カ節^カ取^カ起^カし^カ候^カ仁^カニ^カも^カ候^カ哉、最^カ初^カ取^カ起^カせ^カし^カハ^カ伊^カ藤^カ千^カ右^カ衛^カ門^カ先^カ祖^カ哉^カ二^カ候、中^カ頃^カハ^カ川^カ原^カ田^カノ^カ祖^カ歟^カ未^カ詳^カ、右^カ之^カ説^カ大^カニ^カ不^カ宜^カ、川^カ原^カ田^カ之^カ墓^カ在^カ之^カ候^カ由^カ当^カ寺^カへ^カ可^カ打^カ入^カ識^カニ^カ無^カ之^カ、川^カ原^カ田^カ之^カ規^カ模^カ二^カ候^カハ、筆^カ□^カ笠^カ屋^カ千^カ右^カ衛^カ門^カ之^カ如^カく^カ筆^カ屋^カへ^カ參^カり^カ可^カ祝^カ事^カ二^カ候、但^カし^カ其^カ節^カ川^カ原^カ田^カ之^カ先^カ祖^カ最^カ早^カ死^カ去^カニ^カて^カ当^カ寺^カへ^カ葬^カニ^カ哉^カ可^カ取^カ調^カ子^カ事

○貝原風土記を按ニ

慶長十五年^カ方^カ寛^カ永^カ十^カ八^カ年^カ迄^カ三^カ十^カ三^カ年^カ、イ^カカ^カナル^カ故^カニ^カヤ^カ中^カ絶^カセ^カシ^カヲ、忠^カ之^カ公^カノ^カ時^カ寛^カ永^カ十^カ九^カ年^カ正^カ月^カ十^カ九^カ日^カヨ^カリ、博^カ多^カノ^カ人^カ々^カ再^カ興^カシ^カテ^カ今^カニ^カ至^カリ^カテ^カ年^カ々^カ絶^カス」文^カ在^カ之^カ○□博^カ多^カ細^カ伝^カ記^カニ^カも^カ此^カ事^カ出^カル

一 当寺坊守を奥と申候事

釜屋半平云、当寺ニ限り奥様と称ス、近来余間官已上を奥様と称ス■と雖も、実ニハ万行寺ニ相限り候、其訳ケハ第五世正海師在住之時、於長政公度々万行寺へ御入り有之候、其節坊守御酒頂戴ニ被罷出候処奥と御声掛り候、已後当寺先年来国絹^カ方^カ飛^カ檐^カ官^カ之^カ節^カ迄^カも^カ逆^カも^カ奥^カ様^カと^カ申^カ候^カ由^カ博^カ多^カ之^カ人^カ々^カ皆^カ知^カ候^カ段^カ申^カ出^カ候^カ事、右^カハ^カ十^カ八^カ世^カ籠^カ城^カ嘉^カ永^カ六^カ年^カ五^カ月^カニ^カ承^カ候^カ事

一 馬場町称号之謂レ

博多古代之町割之図ニ住吉神事馬場と計り有之、万行寺前町と社家町之間ニ広き馬場アリ、此処只今馬場と相成町と相成候と相見候○拙僧此馬場ハ苜蓿道心之騎者^{（射）}馬場歟と存候へ共、左ニハ無之

一 左之書付先住曇龍被控置候分写ス、忝枚もの也

品照四代周観

おきぬ

含海ノ娘也

傳内八十有餘

加藤本姓萩本忠右衛門追腹之時、傳内介しやく

傳内

墓原

はしら折

長島ケ共

てふ

メ

○十八主曰、右ハ当寺カ下座品照寺ヘ入縁有之由ニ候、■其寺ト

相見候、離縁ニ共ハ相成不申哉と存候、惣て可考

○同主曰、傳内ノ事ハ數傳内ト申候仁ニて、墓ハ下座郡はしらをり

ニ在之候事也、委細ハ見聞寺格見聞記ニ在之○按ニ文政九年之由

緒記ニ黒田美作之娘当寺ヘ入興と云云、是ハ近來少々手を入候播

磨殿江承り合せ候へ共、同家ニてハ当寺ヘ入縁之儀無之と云云、

尤記録焼失、難相分由ニ承り候、定て別之加藤氏共ニてハ無之哉

と云云、按ニ先住も如此記し、萩本忠右衛門と被記置候へ共、半

切ニ被認置候事ニて、其後失念ニ相成候哉ニて黒田家カ興人と被

申候趣と相聞候、先住ハ真俗極々多用之人ニて失念可有義ハ尤ニ

存候、然ニ此■半切之書付ニて弥明白ニ相分り候、全ク別家と相

見へ、萩本ハ何レ之御家中歟、御堀端之分歟、然ニ數傳内ハ御城

内之播黒田之家臣ニ候由、尚又取調可申事

十八龍城加藤某の家來ニ承候処、萩本ハ加藤末流ニて下座郡ニ在

之云云、可考

(半丁空白)

一猫ノコト、四ヶ村明法寺隱居失法名

矢倉門上田与左衛門筆

権六とか

十八主曰、右ハ猫鼠出合之絵在之、此時早良明法寺隱居等一座ニ在

之候段、由緒記正因師の伝下ニ相見候、此事二候

一前

正賛ノ弟子

早良小田部教善寺門徒を附

十八主曰、右ハ前ノ正賛トハ五嶋カ相見候正賛師ニて、十四世正

賛ニてハ無之旨也、教善寺ヘ正賛ノ弟子養子ニ參候と相見候、門

徒を分ケ遣し候事ハ当教善寺当住も兼て当寺ヘ及噂候事ニて相違

無之

猫鼠之伝 曇龍之章也

当山院主正因十九歳にして一夕善照寺鳳洲、四ヶ村明法寺などを厚

メ法義の物語せらるゝことあり、日頃養ひ置かれし猫主し正因師の

傍にありけるが、何国よりか一ツの鼠ありてたちまちに來り、この

猫に打向ふて座にすハリ、双方互に見るありさま常体ならず、一座

にありあふ人々みなく怪ミ守りつめてこれを見るに、鼠進んで猫

に近ツキ口をうごかす事、ものいふに似たり、や、ありて跡にしさ

り、少シ腰を折り、手をあげて拝す、猫ハ座をなほらずして鼠の此

有様を見、たゞ一声をあぐ、其体鼠に向ひ何やらん問ふところのも

のあるに似たり、其間夕ハ鼠頭を低れ、恐入てひれふし、しばし時

をうつす、夫よりして再度たちて拝すること両遍、其初にハ只一手をあげ、其後にハ両手をあう、於此猫大に一声を出す、雷に応して諾するものに似たり、此時鼠本処に復し、地に頭して大に辞し、遂に主し正因の左の傍を過きて、去ル猫まで右よりして去ル、其後ふた、ひ此二獸を見るものなし、時の人大に奇とし、図して以て伝ふ、
図ハ當時 官の画工上田権六筆なり、頃ハ人皇百十四代東山宝永六年己丑八月下旬の事といふ」

一 明月古墓

右ハ万行寺前町ニ在り、此墓根元ハ実ハ近キ頃文政貳、三年之頃彼町水道相さらへ候節、何共難分梵字入りし石堀出し候二付、早速八尋山城正敷江相頼、道祖神歎祝ひ込相祭り居候処、去ル文政十丁亥年四月名月(明)貳百五十回忌相勤候二付、当寺ハ明月古墳何レ之処ニ候哉と之因縁為念尋遣候処、同所之もの右梵字入り之石を直様明月地蔵と取成、近來ニ至候てハ当嘉永六、七年前也六月廿四日夕ニ灯明を灯し、明月地蔵と祝ふて相祭り候旨ニ候、万行寺前町之ものニ承候処、只今丸尾屋そふめんやなり望田氏 三右衛門ノ向へニ堂在之、御神ハ壹尺貳、三寸之石之よし、是則明月之墓■ニ候、文政十年之頃柳町方堂を建て候、六月廿四日ニ毎年千灯明之志として、軒別老文ツ、油料取ニ小供博多を廻り候なり、寸度博多廻り終りに柳町へ志取ニ参候処、已前遊女郎杯共壹人ニ付三十文、五十文宛り寄進致居候へ共、近年ハ左もなき趣ニ候事

○万行寺ハ経杯よみニ廿四日ニ参候事ハ是迄無之候、已後も有之間敷事ニ候、是レ宗法ニ候故なり○明月年忌万行寺へ相勤候節■ハ、文政十則昨嘉永五年ニも、万行寺前町ニハ軒別灯籠を明し門卜灯籠(持)を出し、提待并からかさの様なる子供中之灯籠、且又大灯灯し、作

りもの見立細工杯有之候、文政十年之節も定て左ニ可有之と存候○同町之人之噂ニ、六月堂とて廿四日ニ相祭ル事ハ、文政十年頃方有之儀と云云、尚又取調子可申事

一 柳が井ノ事

右ハ当寺万行寺前町ニ在し時之井戸之よしニ候、只今ハ望田三右衛門家之歎之裏ラ歎ニ在之候、柳が井と申候二付、明月吐蓮等之奇特より柳町中ハ寄進ニ相成候井戸歎、但し其已前ニ万行寺之井土(土)なしと申事ハ無之儀ニ候へ共、其節迄ハ町並之井戸より組あげ居ル事に

や

一 大閣様へ御本山方御進物有之事

(天)
(以下塗抹)

一 当寺先代 大閣様名護屋御陣之節、妙行寺同道ニて本山之使節相勤候事只今申伝ニ有之候処、左之文言其儀其証掘川口妙行寺巻物

之中ニ在之

左之通、但其節ハ当寺ハ東派之下歎可考節歎、按ニ妙行寺ニ四月十三日、五月九日之達書在之、教如上人御下国、大閣御見廻一件ニ候、依之考候へハ全ク東派ニ相成候節之事と相見候へ共、左ニ無之、其故ハ順正寺へ在之候光佐上人之御状も六月十六日也、又下間刑部卿ノ名有之

尚々、御進物之事、無由断可被人情旨(油)、幾重ニも可申下由ニ候、為敷子(寄)■、此三人御遣候、此内壹人ハ此方方御使下着候

迄、其方ニ可被留置候、残式人ハ早々可罷上旨申付候間、被得其意、やかて罷上候様可被申候

四

態以飛脚申候、大閣様へ御門跡様ヨリ御進物只今候者御座候、(被差下候)
やかて自跡可被遣御使者候間、其間之儀其方へ被成御預ケ候条、用心已下無油断可被申付事、尤肝要之旨能々可申遣由 御意候、

謹言

六月十六日

刑部卿法印
頼廉書判

博多

万行寺

妙行寺

几下

妙行寺乃安永貳年三月二、十二代現住桂峯乃年中風土記御用二付
同寺由緒書御上へ差出候内二、左之通書載有之、文二曰

三世 官職飛檐 御国出生
教善 從善一男

天正之頃在住隣地へ一寺建立仕、号順正寺、只今之祇園町順正寺
開基当寺八弟へ讓申候、此時大閤秀吉公朝鮮御征伐二付、乍名護
屋御在陣之節、本願寺新門跡教如御陣為御見廻下向被致候節、当
寺へ止宿有之、則教善儀旦那一兩輩引伴名護屋も供仕候、其節門
跡乃之印書并家老中乃之書翰等于今相残り所持仕候」文

扨々教如上人御下国之儀ハ四月十三日、五月九日

一当寺御開山御影東派之時願請、教如上人乃御免二て其儘申替も不
仕と、早々可申替旨、宝曆九年御使僧金剛寺江当寺乃歎願書有之
然二十八主考ふるに、此願志不調子也、其故ハ六月晦日松尾左近
丞為玄乃妙行寺へ当り候達書二、万行寺事罷上り直參二被呂可申
上、御開山様御免被成御免と有之候事、具二ハ文政九年青柳へ出
し候由緒記之如し

一当寺江一国法中從 長政公直參御取計之差出、伏見一応御使者御
礼状有之、且又御在国如水公江御礼と相見候御状并品如左

此分全ク龍城之考也、本書在「妙行寺」

尚々、御門跡様江折々之御取合相頼候、以上

三

從門跡様遠路御使札、殊二御小袖二ツ、綾金色々被懸御意、每度
御音信之段通分之至中かく御礼不得申候、甲斐守罷下候ハ、其
節相積御礼可申入候、当国御門下中御門跡様へ如在仕候方候ハ、
可被仰下候、何様二も御意次第二可申付候、相応之御用及心底程
御奉公申度間、御心可被不被置御心可被仰下候、猶里村方へ申渡
候、不委候、恐惶謹言
「本書ため二作ル、委歟、要歟」

如水軒
圓

九月十五日

下刑法様

十八殊曰、甲斐守トハ長政公ノ事也、貝原風土記大宰少弐ノ下曰
第一卷 十六、七枚目、此時ニアタリテ黒田孝高入道如水公、其子甲斐守長政
ハ等ト有之、乃至元和九年閏八月四日京都報恩寺ニテ逝去シ来り
文」

又壺通 本書在妙行寺

從門跡様遠路被思召寄、預御使音二忝承下申し候■ハ、以使者可
申入候処、甲斐守下次第可罷上と存、延引申候、当国御門下之儀
無沙汰申者候ハ、可被仰下候、時宜可申付候、甲斐守居城取替申
付候を、上下不得隙事可有御推量乃、此方之様子御使者可有御物
語候間不_レ要候、明暮御ゆかし_レ候、恐々謹言

九月十五日

如水軒

下宰相様

御返報

十八主曰、下宰相法印言は、当寺へ三ヶ寺御免書之中二有之、御
本山重役衆也、爰二知ル此如水公御返書ハ、全ク西派へ■歸參之
節、御本山乃之御使者と相之状御礼状と相見候

問曰、若尔ラハ三月廿日妙行寺へ当り候下宰相法言ノ達書ニ妙行

之儀ハ如前々候間と左之通有之ハ如何ニ候哉、文二曰

尚々、妙行寺と其地之儀談合可為申候、以上「サル也、漢文にてハサルトモヨム也」

今度妙行寺上洛之儀ニ付、即御門跡様被成御対面仕合よく候、妙行寺儀ハ如前々之間、御門徒衆中も其心得にて別ニ相替候事無之候、今度皆々直参ニ雖被加召候、妙行寺儀ハ如先年之候間、門徒中も可心安候、各法義之段別て無油断可被懸心事肝要候、尚善慶可被申候、恐々謹言

三月廿日 下宰法 言(花押)

惣坊主衆中 同御門徒衆中

答曰云云、按ニ下宰相法印頼言ハ、初ハ御本廟ニ俗し、教如上人自立之時彼御方之家来ニ被罷成候哉、其例於本山段々有之、八木駿河守ハ本ト顯如上人之御家司ニ候へ共、理光院殿(信理)教如上人之自立之節ハ、彼御方家司ニ被罷成候、今以下間・八木等之・川那部等之家司有之候、何ソ駭論すへきやふやある

又問フ、長政公へ(准)準如上人御礼状ハ黒筑前守殿と有之、如水公之御状ニハ甲斐守と有之、時代相違ニあらずや答フ、未考

又尙通

遠路御使札被思召寄候段、誠以忝存候、殊ニ御小袖式ツ拝領、過分之至候、上辺相替儀無御座候由、弥御静謐珍重存候、甲斐守帰国次第ニ可罷上候条致跡候、相積御礼可申上候、委細は下刑法迄申入候、此等之趣可然様ニ御披露所仰候、恐惶謹言

九月十五日 如水軒 圓

当名無之

十八主按ニ、此御状ハ西本願寺御使者へ重役被下候被当候と為ルニ申伝等ハ無之

卯ノ七月妙行寺当住湛瀛ハ、京都東本山へ余間官願之節被差出候口上書ニ左之通

又教如様御慶長之頃如水公・長政公筑前へ入国之砌、御両代兼て教如様御懇意之筋御座候て、早速ニ教如様より御使者御差向御音物等御座候、是亦拙寺ハ相勤申候、則如水公ハ教如様江御返翰三通相残居申候、拙寺触頭之儀ニ付拝領被仰付、唯今ニ所持仕居申候と有之ハ、全ク私之義ニ候、其故ハ如水公之御状ニ当国御門下中御門跡様ニ如在仕候ハ、■■■等と有之候ニ付如此考置候事、又御両代御懇意之筋とハ何事ゾヤ、長政公ハ西へ帰参御取計之君ニ候、御尊父如水公も御同様ニ社可之御底意ニ社可有ハ勿論ニ被存候事、於妙行寺ハ東派ニ帰参相成候様被致遣度、御頼之御音物ハ被存候哉、不約リニ被考候事

卯ノ七月トハ文政天保式卯年歟と存候、然ニ願書之中ニ万行寺ハ昨年内陣御免被成と有之、是方考候へハ、此願書ハ天保十四年ニ当ル当寺ハ文政七申年内陣御免也、然ニ此願書ハ文政八ニもあらず、天保二卯ニ相違無之候有之間敷候、当寺内陣ニ相成候て六、七年目ニ妙行寺一代余間昇進相濟、嘉永六丑五月廿七日ニ、又々当住并新発意向岸共ニ上京して式代余間、又ハ三代分も被繼候哉ニ候、廿七日出立ハ相違ニあらず、官ノ式代歟、三代相濟歟ハ、未夕帰国無之ニ付不相分候事

一 順正寺宝物三通之中写如左

大閣様重て西国へ御動座、重て就て佐々木治部左衛門殿御父子御供

候、御門跡様無御遁方二候間、自然御用之儀候ハ、無油断可有馳走候、此等之通能々可申越之旨被仰出候、恐々謹言

十月朔日

頼廉 花押

ハカタ

妙行寺

万行寺

十八主曰、無御遁方トハ大閣様ノコト也、佐々木ノ事ハ信長記拾遺

一 二曰、江州佐々木六角彈正定頼トいへる人有之、此人二候哉、又

日蓮宗ニ落たんせラレテ石山ト合戦アルコト、右拾遺ニ見へたり○

頼廉ノ事ハ信長記拾遺^{紙五}下、同^{三左}六行、元龜元年八月廿日と有之候

へハ、同年頃之本山重役と相見候○重て西国御動座之事未^レ考、然二

貝原筑前風土記^{廿五}名嶋城趾ノ下曰、天正十五年秀吉西征又築^二名

嶋城^ヲ、賜^二中納言隆景^一といへり、隆景ハ毛利元就之子也○重て西

国へと有之候二付名護屋御陣歟○此時ハ万行寺ハ妙行寺之次キニ同

様東ニ相成歟可考、近年順正寺ニて万行寺之次ニ順正寺之寺号有之

是ハ順正寺之三字半分ツ、切して全てなし、其上紙も継目見へ、黒

色もかハリ候へハ、跡方つけたる物ニ相違なしと、先住被申置候事

順正寺教善ハ妙行寺記録ニてハ妙行寺第三世ニて、天正之頃在任と

有之、死去年月ハ妙行寺之分ニ無之

一 順正寺宝物壱通之写

其已後絶音問候、仍当表之儀殿下被寄御馬之上は、急速可為御本意

事顯然候、就中大刀一腰、馬壱疋進之候、表祝詞計候、委細下間刑

部卿法印可申暢候、恐々不宣

朱夏十六日

光佐

休菴

十八主曰、光佐ハ顕如上人御諱なり、絵本信長記^{三十七}行曰、显如ノ名ナリト」文○按二下間刑部卿は妙行寺ニ在之候、刑部卿法印頼驗

なるへし、六月十六日^ハ之分ニ候、按二此御状も六月十六日之下間之

達書も六月十六日也、下間刑部卿可申暢と有之候事ハ、筑前へ同人

下国之儀ニてハ無之、別ニ右六月十六日之達書を被添候儀なり

○此休菴ハ何人ニ候哉、於順正寺ハ同寺先祖之由被申候由、不審二

候、但し妙行寺三世教善事、隠居して休菴と申候哉、順正寺ハ妙

行寺之隠居地なりとハ土居流レ御券帳ニも有之哉と相聞へ候、如

何哉、然二此光佐上人御文言余ニ御丁重二候、定テ知ル休菴ハ教

善杯ニハ無之事を、後來君子可考○按二貝原風土記第二博多ノ伝

ノ下ニ黒田孝高ノ叔父休夢アリ、若ハ此人初メ休菴とい、しや

〔^{頭注}〕更按二可為御本意トアレハ、天正十五年名嶋城を隆景に玉へる事は

るべしべし、又大閣ノ勝利ヲイフ歟休菴ハ隆景コト歟、不^レ分ハ表^二

祝詞^一イハレナシ、但し可為本意トハ大閣ノ勝利ヲイフ力、未^レ考

一 当寺御絵伝ハ五世正海師の時、長政公^ル御寄進と申伝候旨、釜屋半

平嘉永六年と申候間及候共、其後ハ如何可有之哉、其故ハ西秀代ニ

御絵伝申請候儀御裏ラ書ニ在之、則寛永十八年辛巳六月廿八日ニ候

段申候所、左ニ無之、根元ハ正海師代御免、其後兵乱之節致燒失候

歟^{又ハ水難} 歟未^レ決^二、西秀之代申受ニ相成候段津中^一之人随分承知致居候

事ニ候段申出○仍て旧記取調子候処、寛政二庚戌年九月御上へ差出

し、正清師之万行寺由緒書之中ニ正海師の代ニ申請ル事相見候、且

又享保拾弍年相改候宝物書付覽と申帳、左之通ニて月日大ニ致相違

候事

御本寺様御堅固ニ御座候間、皆以難有可被存候、随て今度万行寺上

洛ニ付、絵伝様被成、御免候、各門徒中満足ニ被存、弥馳走尤ニ候、

恐々謹言

三月廿九日

下間宰相法印判

博多万行寺

下坊守衆中

惣門徒衆中

此内長政公御寄附と申事ハ如何ニ存候、此御達書ニ御寄附と申儀ハ不相見候

一左之銭高は古来申伝無之候へ共、十二代正因師御國中勸化御免ニ付廻郷在之、其節左之役方方七百五十匁当寺へ来り候哉と存候、文年号ハ不相分

写

富永甚右衛門

津田源次郎

博多

庄野兵左衛門

宮川孫左衛門

花房左兵衛

以手紙得御意、余寒之砌無御障珍重奉存候、然は連々被仰聞候通、末寺御勸物銭拙者共五掛り方出分七百五十目、則証摺卷通為持進候、御請取御寺納可被成候、右可得御意如此御座候、以上

十二月廿八日

ㄨ

一去ル宝曆九年触頭三ヶ寺騒動之時、順正寺住持行空事、当万行寺之代役相勤候由余之触頭兩寺、も別寺方相勤、然二■本山使僧金剛寺淳岱、順正寺へ滞留之内行空万行寺へ転住之企望在之、折節順正寺之娘を金剛寺方懐妊為致候へ共、行空右企望有之二付不相顧候、其砌万行寺へ使僧あ

たり方強く候二付、万行寺前町門徒之もの共御本山へ御預ケニ可相成、宝物之御感書類為御名残今一応拝見仕度と使僧申入、拝見被相許候処、多勢之門徒自然くと懐中ニ入レ候二付、使僧八ヶ間敷申候処、門徒大ニ相■のしり、已ニ懐妊等之事を可及沙汰候上程ニ相成、皆々懐劍所持ニ付使僧もあきれ、其夕遂ニ夜抜して帰京ト云云、其節第一番ニはりこみし人ハ住吉松月菴の妙■中興妙貞の親何某新兵衛とかトいし人ニ候由、先住■方髓ニ承り置候事

一■先住曇龍於大坂ある人ニ被承候事、左之通ニ候事、此■行空転住ニ不相成訳か、当寺ニ申伝無之候処、於大坂初て承り驚キ被申、左之通書記し置被申候分、早速龍城清書致置候事○然ニ其後帰国之後、東長寺亮源師の前住方万行寺ハ大徳之よしニ候処、已前次第有之ニ付対面致度との事、土居町礪野藤左衛門を以内談有之ニ付、早速先住并新発意龍城を召れ対面在之、頃は天保文政十年初春二月頃亥五月と存候、夫方兩寺共二年頭歳暮之進物遣し来候事

(半丁空白)

十三世正贊之事 亦号伯林

コノ伯林国退ノ後、国法隣寺順正ノ住行空ヲ以テ万行ニ転住セシムルノ聞ヘアリ、門末ミナ之ヲナゲク、此時ニアタリテ東長寺ノ主某アリテ櫛橋又之進殿ニヨリテ之ヲ遏メラル、ソノ東長主ハモト遠賀郡高倉宮神傳院ヨリ転住セシ人ナリ、イマ□ツノカ遏絶ノ縁ヲ略記セハ、イハク一日又之進殿東長ニ詣セラル、コトアリ、寺主応対ニ因ナンテ申サレケ

ルハ、御国法ハ公儀ノ御掟目ト相違アラセラルモノヤ、答曰否、又問
寺法ト齟齬ナサレテノ御事ヤ、答曰否、公曰師何故ニコノ問ヲ発サル、
ヤ、東長師ノ曰、公儀御掟目ニ門徒帰依ノ僧ヲ以テ師僧トセヨト仰セ
ラレ、本願寺寺法ニハ血脈ヲ以テ一寺ヲ相統セヨト立ラレタリ、今万
行寺ソノ主伯林罰ヲ蒙ルハ罪ニヨルヘケレトモ、カノ血脈カスノアリ、
血脈ヲオシタテントテサマノハカルハソノ門末ナリ、此者トモ
ハ決シテ行空ヲ以テ萬行ニ主タラシメンコトヲ欲セス、然ルニ官ノ御
沙汰ハコレニ拘ラス、行空ヲ以テ入寺セシメントシタマフトウケタマ
ハル、コノユヘニ某コノ問ヲ発シ候ト、於是櫛橋大ニ驚キ、師ニ謂テ
曰、今日其評ヲ人ニ推リテ当山ニ詣セリ、留主中事決セハトリカヘシ
ナルヘカラス、イソキカヘリテソノ席ニ出シ、ネカハクハ公儀ノ条目
ト本願寺ノ制条トヲカシタマヘトテ、ヤカテコレヲ懐口ニシ飛力如ク
ニシテカヘリ、直チニ御殿ニイテ、衆ト論シテ正清ヲ主ニソナヘラル、
若東長主ト又之進トナクンハ、万行数代ノ血脈コノ時ニタエナン、危
哉、危哉、伯林妻初女東長寺ト入魂ナリ、ノチ對馬小路閑松院へ陰居
セラレタリ

右ハ大行院在住ノ節被認置候分清書致置なり、但し櫛橋殿ノ事、
弥御同人ニ候哉、東長寺之記録を借り受写し可申事也

一十八主ノ曰、儒官竹田氏も住赤坂宝曆九年二大ニ心配ありしよしにて、
其頃ハ住吉水車橋管弦橋の事也、辺迄毎時腰送り致候よし、竹田之申伝ニ在
之よし度々同方方噂有之、依之其節方一族之院ニ同様ニ取計候よし

二候事、此事ハ先住曇龍も被申居候事

(二丁半空白)

コノ伯林国退ノ後、国法隣寺順正ノ住行空ヲ以テ万行ニ転住セシムル
ノ聞ヘアリ、門末ミナ之ヲナケク、此時ニアタリテ東長寺ノ主某アリ
テ■櫛橋又之進殿ニヨリテ之ヲ遏メシメラル、ソノ東長主ハモト遠賀
郡高倉宮神傳院ヨリ転住セシ人ナリ、イマハシソノ遏絶ノ縁ヲ略記セハ、
イハク一日又之進殿東長ニ詣セラル、コトアリ、寺主応対ニ因ナンテ
申サレケルハ、御国法ハ公儀ノ御掟目ト相違アラセラルモノヤ、答曰
否、又問寺法ト齟齬ナサレテノ御事ヤ、答曰否、公曰師何故ニコノ問
ヲ発サル、ヤ、東長師曰、公儀御掟目ニハ門徒帰依ノ僧ヲ以テ師僧ト
セヨト仰セラレ、本願寺寺法ニハ血脈ヲ以テ一寺ヲ相統セヨト立ラレ
タリ、■今万行寺ソノ主伯林罰ヲ蒙ルハ罪ニヨルヘケレトモ、カノ血
脈カスノアリ、血脈ヲオシタテントテサマノハカルハソノ門末ナ
リ、此者トモハ決シテ行空ヲ以テ萬行ニ主タラシメンコトヲ欲セス、
然ルニ官ノ御沙汰ハコレニ拘ラス、行空ヲ以テ入寺セシメントシタマ
フトウケタマハル、コノユヘニ某コノ問ヲ発シ候ト、於此櫛橋大ニ驚
キ、師ニ謂テ曰、今日其評ヲ人ニ推リテ当山ニ詣セリ、留主中事決セ
ハトリカヘシナルヘカラス、イソキカヘリテソノ席ニ出シ、ネカハク
ハ公儀ノ条目ト本願寺ノ制条トヲカシタマヘトテ、ヤカテコレヲ懐口
ニシ飛力如クニシテカヘリ、直チニ御殿ニイテ、衆ト論シテ正清ヲ主
ニソナヘラル、若東長主ト又之進トナクンハ、万行数代ノ血脈コノ時
ニタエナン、危哉、危哉○伯林妻初女東長寺ト入魂ナリ○對馬小路カ
ンシヨウ院へ隱居セラレタリ

(前欠)

て父の歸寺を願ふ事切なり、因て法主これをあはれミ、正贊をして寺
に終らしめ給ふ、この罪を犯し罰を蒙るありさまをみれハ、性甚た墮
なるに似たり、然れ共また凡ならざる所ありて存せり、ある時仏前に

して読経するに半ハに至て忽ち廢し顧ミテ弟子に思へらく典座いま失
火す、急に往いて救フへしと、弟子翔飛して直ちに問フニ、果して然
り、時の人大に奇とす、又一夕しきりに昏沈し、大に睡眠を發す、須
臾にして左右に謂て曰ハるハ、某甲憚りあるゆへ今
姓名を出サすの妻今已に死す、可
哀レ哉、葬礼の時麗服如此なるを贈りて、我に収ンと左右不レ悟識言
とす、五更之時に至て門を控クもの有り、これを問へハ讚の言の如し、
一日をへたて候、葬る屍に添へて致すところの服、染色文章一の參着
なし、君また嗟異す、以此言レ之、伯林の人たる音乎、愚乎、迷乎、
悟乎、得て測ルへからず

(やしま よしゆき…人間文化研究所 客員研究員)